

普及センターだより 259号

農薬取締法改正にともなう農薬使用の注意点

平成15年3月10日に改正農薬取締法が施行されました。

今回の法律改正では農薬の使用者に対しても農薬の適正な使用が義務づけられました。違反した場合には罰則（3年以下の懲役、または100万円以下の罰金）が課せられることとなりますので農薬の使用には細心の注意を払って下さい。

なお、今回の改正の主なポイントは以下の3点です。

無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止（販売は従来から禁止）
農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止
罰則の強化

登録の有無を確認して使用してください。

登録農薬とは国内で様々な検査を行い、「人体」「環境」「農作物」に対して安全であると確認した農薬をいい、登録された農薬はすべて、ラベルに「農林水産省登録第 号」という登録番号が入っています。

これ以外の農薬は無登録農薬になりますので決して使用しないで下さい。なお、次のようなものも該当しますので注意してください。

過去に登録があったが、失効し、使用が禁止されたもの

海外では登録があるが、日本では登録がないもの

主成分は登録農薬と同じだが、補助成分等が異なり、登録がないもの

登録がないにも関わらず病害虫への効能をうたっている化学物質

非農耕地用除草剤の農耕地での使用（登録番号があっても×）

非農耕地とは「駐車場や工場の敷地、線路や道路など、人が管理するような植物が生えていない場所」というのが原則です。

農薬使用基準の確認

農薬使用基準（ラベルに記載の使用方法）については次の4点が食用作物等へ使用する場合の厳守義務となっています。

適用作物

単位面積あたりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度

使用時期

総使用回数

作物名 記載されている作物だけに使用できます。記載されていない作物には使用できません。	10a 当り使用量、希釈倍率 記載された使用量以下および希釈倍率以上（薄い濃度）で使用してください。	使用時期 収穫の何日前まで使用できるか記載されています。「は種時」、「定植時」など使用時期を限定した場合があります。
---	--	--

B 粒剤						
作物名	適用病害虫	10a当り使用量	使用時期	本剤のみを使用する場合の使用回数	使用方法	を含む農薬の総使用回数
稲	ツマグロヨコバイ ウンカ類	3 ~ 4 kg	14日前まで	4回以内	散布	4回以内
トマト	アブラムシ類	5 g / 培土	播種時又は鉢上げ時	1回	育苗培土混和	4回以内(但し定植後は3回以内)
メロン	タバココナジラミ ミナミキイロアザミウマ	2 g / 株	定植時		植穴処理 土壌混和	
ネギ	ネギハモグリバエ	6 kg / 10a	定植時		植溝処理 土壌混和	1回
A 水和剤						
作物名	適用病害虫	希釈倍率	使用時期	本剤のみを使用する場合の使用回数	使用方法	
いちご	うどんこ病	3000 ~ 5000倍	前日まで	3回以内	散布	
にんじん	黒葉枯病	2000 ~ 3000倍	7日前まで			
	斑点病	3000倍				
きく	白さび病	2000 ~ 3000倍	発病初期			
	黒斑病 褐斑病					

総使用回数

同じ成分が含まれる農薬の使用回数です。違う商品名でも同じ成分を含んだものがありますので、防除の記録を残すなどして、農薬の成分と使用回数を確認しながら使用してください。

グループ化によって、その作物が含まれる大分類、中分類の農薬が使用できるようになりました。たとえば、しろうりでは、適用作物名に「しろうり」、「うり類（漬物用）」、「野菜類」の何れかの記載があればその農薬は使用できます。

グループ化の例		
大分類	グループ化した作物名 (中分類)	含まれる作物名 (抜粋)
野菜類	豆類(未成熟)	えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、未成熟そらまめ
	非結球レタス	サラダ菜、リーフレタス
	うり類(漬物用)	しろうり(あおうり、カリモリ、はぐらうり)、とうがん、はやとうり
	とうがらし類	ししとう、とうがらし

農薬は、登録に際して毒性評価を行い、人畜などへの害がない範囲を作物残留などの基準として定めています。この基準を超えないように求められた使用方法が農薬使用基準です。

安全な農産物生産のためには農薬使用基準の厳守は不可欠です。

農薬の適用拡大と経過措置

今回の法改正では現在の「農薬使用基準」をそのまま適用すると、登録農薬の少ない、もしくは全くないマイナー作物では防除が困難になってしまいます。そこで、2つの措置がとられました。

1. 登録農薬の少ない農産物への適用拡大（グループ化）

形状、利用部位などから類似性の高い作物をグループ化（作物群分類）して、安全性を考慮しながら登録拡大が進められています。たとえばサラダ菜は「非結球レタス」に、はぐらうりは「うり類（漬物用）」にグループ化することで、使用できる農薬の種類も増えてきています。一方で、新たに分離されたものもあります。トマトとミニトマト、ピーマンとシシトウなどは残留性が異なるとの理由から分離して登録することになりました。そらまめも未成熟と子実の2つに分離され、使用できる農薬もこれまでとは異なりますので注意して下さい。

野菜類共通、花き類共通で使用できる農薬が新設。

グループ化に伴い、「野菜類」、「花き類（草本植物）・観葉植物」「樹木類（木本植物）」という登録も新設されました。「野菜類」で登録の取れた農薬は野菜全般で、「花き類（草本植物）・観葉植物」なら花き類（草本植物）・観葉植物全般で使用できます。

マイナー作物ではこれらの農薬をうまく使いこなすことが防除のポイントになりそうです。

ただし、とうもろこし（穀物類）、さといも、じゃがいも（イモ類）などは野菜類ではありませんので「野菜類」の農薬は使えません。

また、「野菜類」、「花き類」で登録された農薬は品目や品種によっては予期せぬ薬害が出ることもありうるので、十分に確認の上で使用してください。

分離して登録される作物(山武地域で栽培されている主なもの)		
旧作物名	新作作物名	含まれる作物(主なもの)
トマト	トマト	トマト(ミニトマトを除く)
	ミニトマト	ミニトマト(直径3cm以下のもの)
ピーマン	ピーマン	ピーマン、パプリカ
	とうがらし類	ししとう、とうがらし
そらまめ	そらまめ	そらまめ(子実)
	未成熟そらまめ	そらまめ(未熟) 一般に栽培している「そらまめ」はこちらに入る
レタス	結球レタス	レタス(結球)
	非結球レタス	サラダ菜、サンチュ、リーフレタス、ロメインレタス
ねぎ	ねぎ	こねぎ、長ねぎ、リーキ、白ねぎ、青ねぎ、葉ねぎ、根深ねぎ
	わけぎ	わけぎ(球根で増やすもの)
	あさつき	あさつき

2. 猶予期間を設けて、その間に登録農薬を整備する（経過措置）

登録拡大は進んでいるものの、現状ではまだまだ農薬の少ない品目も多くあります。そこで、「その農薬を使用できなければ農業生産の安定に著しい支障をきたすような場合」に都道府県に使用したい農薬を申請し許可を受ければ、当面の間、経過措置として使用できるようになります。ただし、残留農薬の検査や登録変更に係る費用について負担が生じる場合がありますので、手続き等については窓口となっているJAまたは市町村にご相談ください。（次回の申請締め切りは7月中旬が予定されています）

農薬取締法の詳しい内容については、支庁農林振興課または農業改良普及センターまでお問い合わせ下さい。

登録内容等の農薬情報は、農林水産省ホームページの「農薬コーナー」で確認できます。

（<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>）

水稻

水田難防除雑草対策

～ 耕種防除と除草剤を組み合わせ上手に防除～

イボクサの防除法を紹介します。イボクサはツユクサ科の1で年生雑草乾田状態で生育が旺盛になります

耕種防除

耕起時期を遅くする

イボクサは3月下旬から発芽し始め、発芽盛期は3月末～4月上旬です。発芽盛期を過ぎてから耕起することで発生本数、生育量を減らすことができます。

浅水にし、丁寧に代かきをして完全に埋め込む根の有無に関わらず、葉先だけでも露出していると再生します。

水稻収穫直後にロータリ耕起

イボクサは種子繁殖をするため、9～10月の開花期にロータリー耕起をすることで種子のもとを絶ち、残草量も減らすことができます。

適切な畦畔管理

水田の畦際からほ場内に侵入し、耕起作業によってほ場全体に広がります。そのため畦塗りや草刈り等の適切な畦畔管理が重要です。

除草剤による防除

耕起前の茎葉処理剤は、バスタ液剤、グラスショット液剤(畦畔も可)等に枯殺効果があり効果的です。

本田では一発剤の他に初期剤や中後期剤を組み合わせ使用します。初期剤はソルネット1キロ粒剤、中後期剤はグラスジンM水和剤等です。使用方法については、薬剤のラベルの注意事項を厳守して下さい。



画像提供：青森県八戸市
田向 一也 氏
(<http://www22.ocn.ne.jp/~tamukai/>)



イボクサ (実際は17cm)
出典：日本雑草図説 (養賢堂)

果樹

カキノヘタムシガ・落葉病の防除

～ 6月防除がポイント～

カキノヘタから実に食い込んで落果原因となるカキノヘタムシガ（別名:カキミガ・ヘタムシ）は年に2回発生します。幼虫の発生時期は1回目が6月上旬～中旬、一斉に発生します。2回目は7月下旬～8月中旬ですが、発生がバラバラになり防除が難しくなります。

収穫時期に葉が落ちて果実の甘みが落ちてしまうのは、主として落葉病が原因です。落葉病は潜伏期間が長く（最大90日）気付いてからでは防除の難しい病気です。6月～7月に胞子が飛散するのでカキノヘタムシガと同時に防除します。

薬剤防除

6月上旬～中旬にパダン水溶剤1000倍液とベルコート水和剤1000倍液と混用散布します。ただしベルコートは西村早生には薬害が出るので、その時はダイファー水和剤500倍液とします。被害の大きい園では、7～10日後にもう一度散布します。7月下旬の防除は、落葉病中心と考えます。ロディー水和剤1500倍液とダイファー水和剤500倍液と混用で散布しましょう。

耕種的防除

カキノヘタムシガの越冬場所は、カキノ木のマタを中心とした粗皮の部分です。剪定の時期に粗皮を削り落とし、そのまま寒風にさらして置くことで越冬幼虫が凍死します。

落葉病の菌糸は、落ち葉の中で冬を越します。落ち葉は集めて、あらかじめ掘った穴に埋めてしまうと、翌年の感染源を減らすことになります。

カキノヘタムシガに登録のある農薬（一部）

農薬名	希釈倍率	使用回数	使用時期
1モスピラン水溶剤	2000～4000倍	2回以内	収穫7日前まで
2パダン水溶剤	1000～2000倍	4回以内	収穫45日前まで
3アグロスリン水和剤	1000～2000倍	3回以内	収穫前日まで
4ロディー水和剤	1500倍	3回以内	収穫7日前まで
5マブリック水和剤20	2000倍	2回以内	収穫30日前まで
6スミチオン水和剤	800～1200倍	3回以内	収穫45日前まで

（注）スミチオンは乳剤も登録があるが6月だと薬害が出やすい。

落葉病に登録のある農薬（一部）

農薬名	希釈倍率	使用回数	使用時期
1ベルコート水和剤	1000～1500倍	3回以内	収穫14日前まで（西村早生で薬害）
2ダイファー水和剤	400～650倍	4回以内	収穫45日前まで
3トップジンM水和剤	1000～1500倍	-	収穫前日まで
4キノンドー水和剤40	500倍	5回以内	収穫14日前まで

フレッシュ・ニューファーマー 芝山町 井上 嘉之 さん

「丁寧に作り上げ、自分の納得できるスイカを作りたい。」と日々の管理作業に励む嘉之さん。

嘉之さんが就農して4年、現在は両親とともにスイカ、トマト、ニンジン等の野菜を生産しています。就農を決意したのは大学4年生になる春のことでした。仕事に関しては「まだ経験が浅く毎日両親に教わることばかり。一日も早く父のように的確な判断が出来る経営者になりたい。」と話してくれました。



仕事を離れると、学生の頃から続けているバレーボールの腕前はなかなか。大学を卒業してからもサークルで活動し、また昨年の大会までは町のママさんバレーボール部の監督をしていました。

今年2月にめでたくご結婚され、「家庭を持って今まで以上に仕事に対してのやりがいと責任を感じはじめています。」という言葉からも農業を捉える視点が今までとは違ってきているのが感じられます。これからは妻の恵美さんと楽しい家庭を築きたいとのことで、子供も3人位は欲しいそうです。

将来は、「自然が多く空気の美味しい芝山町で、二人で考えながら時代に合った作物づくりをしていきたい。」と、落ち着いた語り口で、夢を語ってくれました。